



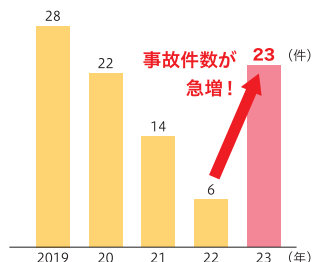
飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為 根絶に向けて一層の取り組み強化を

運送事業者の皆さまによる努力で飲酒運転による事故件数は2019年から減少していましたが、23年に急増しています【右グラフ】。

死亡事故など重大事故に直結する飲酒運転が、いまだにあとを絶ちません。酒酔い・酒気帯び運転は極めて悪質で危険な犯罪行為です。ドライバー本人や同乗者、事業者が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば被害者やその家族の人生を、大きく狂わせることにもなりかねません。

飲酒運転防止にはドライバーの自覚もさることながら、運送事業者として点呼時のアルコールチェックは不可欠です。また飲酒運転による重大事故事例を周知するなどして、ドライバーに対して「飲酒運転根絶意識の徹底」を図りましょう。

事業用トラック(軽貨物を除く)
飲酒による人身事故件数



出典:警察庁「交通事故統計」および公益財団法人 交通事故総合分析センター「交通統計」より作成

運送事業者にも大きな影響を与える飲酒運転

ドライバーが飲酒運転を起こせば、運送事業者にも厳しい行政処分が行われます。信頼を大きく損ない、取引先からの取引停止など経営破綻にもつながりかねません。

●飲酒運転に対する運送事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

上記行政処分に加えて、運送事業者の指導監督義務違反や命じたり、容認などがあった場合は、下記の行政処分が行われます。

運送事業者が飲酒運転を命じたり、容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転で重大事故を起こし、かつ運送事業者が
飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

飲酒運転を行い、かつ運送事業者が
飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

出典:公益社団法人 全日本トラック協会「掲示用 飲酒運転の根絶に向けて!!」